

## エイズ・性感染症の予防・啓発等の推進事業に対する補助金交付要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、エイズ・性感染症の感染・感染拡大・発症を防止するため、エイズ・性感染症の予防・啓発等の推進事業に対する補助金について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

### (対象者及び要件)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の対象となる者は、第3条に規定する事業を行っており、市長が補助するのに適当であると認める団体（以下、「補助事業者」という。）とする。

- 2 団体の所在地が、神戸市内にあるものとする。
- 3 補助事業の内容は、営利目的でないものとする。

### (対象経費)

第3条 補助事業の対象となる経費は、補助事業者が、当該年度内に実施する次の各号に掲げる事業に要するものとする。

- (1) エイズ・性感染症の予防、正しい知識の普及・啓発に関する事業
- (2) HIV陽性者及びエイズ患者等に対する治療の継続・発症の予防に資する事業及び正しい知識の普及・啓発に関する事業
- (3) その他エイズ・性感染症の予防を図るため必要と認める事業

- 2 補助事業の対象期間は、当該事業の交付申請のあった年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該事業を実施しようとする年度において市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書及び収支予算書

### (補助金の交付決定及び交付)

第5条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、前条の申請書受理後速やかに審査のうえ、予算の範囲内で決定するものとする。

- 2 市長は、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。
  - (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。
  - (1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 4 市長は、補助金の交付の目的を達成するため、必要と認める場合は、概算払による交付をすることができる。
- 5 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 6 前項の請求があったときは、市長は請求書受理後速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

#### **（補助事業の変更等）**

第6条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる補助事業の変更等の承認を受けようとするときは、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第5号）を、同第2号に掲げる中止又は廃止の承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

#### **（実績報告書の提出）**

第7条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、翌年度4月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第9号）
- (2) 補助事業に係る収支決算書
- (3) 補助事業の実施状況がわかる書類

#### **（交付額の確定）**

第8条 市長は、前条の実績報告に基づき、補助金規則第16条による補助金交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

る。

但し、確定した補助金の交付額が、第5条第1項に基づく交付決定額と同額である場合は、この限りではない。

(1) 補助金額確定通知書（様式第10号）

(2) その他市長が必要と認める書類

#### **（報告及び調査）**

第9条 市長は、補助金に係る予算執行の適正化を期する必要があるときは、補助事業者に対し、報告を求め、調査を行うことができるものとする。

#### **（補助金の交付決定の取消し及び返還）**

第10条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

#### **（施行細目の委任）**

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、保健所長が別に定めるものとする。

#### **附 則**

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

# 補助金交付申請書

年 月 日

神戸市長宛

住所 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

エイズ・性感染症の予防・啓発等の推進事業に対する \_\_\_\_\_ 年度の補助金を下記により申請します。

記

補助事業の名称		
目的及び内容		
補助事業の期間	着手予定年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
補助金の額	円	
添付書類	・事業計画書 ・収支予算書	

## 補助金交付決定通知書

（公印省略）  
第 号  
年 月 日

名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 様

神戸市長

年 月 日付で交付申請のありましたエイズ・性感染症の予防・啓発等の  
推進事業に対する 年度補助金として、下記のとおり交付します。

### 記

補助事業の名称 及びその内容等	補助金交付申請書に記載のとおり。
補助金の額	円
交付の条件	<ol style="list-style-type: none"><li>この補助金は、エイズ・性感染症の予防・啓発等の推進事業の事業経費に対する補助金として交付するものです。</li><li>この補助金は、上記以外の目的に使用しないでください。</li><li>補助事業の内容に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告してください。</li><li>補助金交付決定事項に違反する場合は、補助金の全部又は一部を返還していただきます。</li><li>事業終了後、速やかに次の報告書等を提出してください。<ol style="list-style-type: none"><li>収支決算報告書</li><li>事業実施報告書</li></ol></li></ol>

様式第3号（第5条関係）

## 補助金不交付決定通知書

（公印省略）

第 号

年 月 日

名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 様

神戸市長

年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

# 補助金請求書

年 月 日

神戸市長 様

住所 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

年 月 日付 第 号にて交付決定通知のありました 年度  
エイズ・性感染症の予防・啓発等の推進事業に対する補助金を下記のとおり請求し  
ます。

## 記

1. 補助金請求額 円  
(補助事業の名称 )

## 2. 振込先口座

金融機関名	銀行 支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ( )
口座番号	
口座名義	

## 補助金交付決定内容変更承認申請書

年 月 日

神戸市長 宛

住所 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

年 月 日付 第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定のあったエイズ・性感染症の予防・啓発等の推進事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業の名称		
変更の理由		
補助事業の期間	着手(予定)年月日	( 年 月 日) 年 月 日
	完了(予定)年月日	( 年 月 日) 年 月 日
補助金の額	( 円) 円	
添付書類	・事業計画書(変更後) ・収支予算書(変更後)	

※上記の( )内は、変更前。

## 補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

神戸市長宛

住所 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

年 月 日付 第 \_\_\_\_\_ 号にて交付決定のあったエイズ・性感染症の予防・啓発等の推進事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

### 記

補助事業の名称	
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日（期間）	年 月 日 (から 年 月 日までの間)

## 補助金交付決定変更通知書

（公印省略）

第 号

年 月 日

名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 様

神戸市長

年 月 日付で変更申請のあったエイズ・性感染症の予防・啓発等の推進事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

### 記

補助事業の名称及びその内容等	補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり。	
補助金の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件	補助金交付決定内容変更承認申請書記載の内容のほか、当初の補助金交付決定通知書（ 年 月 日付 第 号）記載の「交付の条件」とおりとする。	

様式第8号（第6条関係）

## 補助事業中止（廃止）承認通知書

（公印省略）

第 号

年 月 日

名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_様

神戸市長

年 月 日付で中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

### 1. 中止（廃止）の期日（期間）

年 月 日（から 年 月 日までの間）

## 補助事業実績報告書

年 月 日

神戸市長宛

住所 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

年 月 日付 第 号で交付決定のあったエイズ・性感染症の予防・啓発等の推進事業について、下記のとおり実績を報告します。

記

補助事業の名称		
補助事業の期間	着手年月日	( 年 月 日) 年 月 日
	完了年月日	( 年 月 日) 年 月 日
補助金の額	( 円) 円	
添付書類	・事業報告書 ・収支決算書	

(注) 上段の ( ) 内は、交付決定内容。下段は実績。

様式第10号（第8条関係）

## 補助金額確定通知書

（公印省略）

第 号

年 月 日

名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_様

神戸市長

年 月 日付 第 号で交付決定のあったエイズ・性感染症の予防・啓発等の推進事業について、補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額	円
特記事項	

様式第11号（第10条関係）

## 補助金交付決定取消通知書

（公印省略）

第 号  
年 月 日

名称 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_様

神戸市長

年 月 日付 第 号で交付決定したエイズ・性感染症の予防・啓発等の推進事業については、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

補助金の額	円
取消しの理由	